

コンプライアンス規程

(2025年9月5日制定)

(準拠)

ルネサンス・フランセーズ日本代表部（以下略称「RFJ」という）会則（以下「会則」という）第9条に基づきコンプライアンス規程を次のとおり定める。

(目的)

第1条 この規程は、RFJ会員のコンプライアンスに対する意識の向上を図るとともにコンプライアンスの取組みに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、全ての会員が、社会通念及び社会倫理等を尊重し、法規範および会則を遵守し行動することをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、RFJにおける事業活動の全てに適用する。

2 この規程は、RFJの全ての役員、会員に対して適用する。

(役員及び会員の責務)

第4条 役員及び会員は、この規程の目的を踏まえ法令等を遵守し団体の活動に従事するものとする。

2 役員及び会員は団体の活動を行うにあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自らコンプライアンス及び法令等に違反する行為
- (2) 他の役員・会員に対して法令等に違反する行為を指示、命令、教唆する行為
- (3) 他の役員・会員の法令等に違反する行為を承認、黙認する行為
- (4) 反社会的勢力との関係及び取引行為
- (5) 政治団体への勧誘、選挙の際の投票依頼、選挙活動等、一切の政治的行為
- (6) 宗教団体への勧誘、信条の押し付け、寄付の依頼、勧誘パンフレットの配布等、一切の宗教活動的行為
- (7) 人種差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の迷惑行為
- (8) RFJの活動上知りえた個人情報、機密とされた情報を第三者に漏洩する行為
- (9) RFJの会員または役員の地位を不当に利用して自己の利益を図る行為
- (10) RFJの会員または役員の地位を不当に利用して団体の活動を妨げる行為
- (11) その他、会員としての品性に欠ける行動により名誉を損なうなど会員として前各号に準ずる不適切な行為

(通報の義務)

第5条 役員及び会員が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、速やかにその旨を会長に通報するものとする。

2 違反行為を通報した者は、その事由にあたる事実の証拠を提示して、是正措置を要求することができる。

(調査の義務)

第6条 会長は、会長及びコンプライアンス担当監事のほか、常務執行理事会役員の中から少なくとも3名を指名して調査委員会を組織し調査を行う。必要と認めるときは役員以外の者を指名して、調査委員会に加えることができる。

(調査委員会)

第7条 調査委員会は、違反行為があったとされた者に対して、弁明の機会を与えるとともに、通報した者から事情を聴取し又は説明を受け、証拠を調べた上で事実を確認し、理事会に対して処分の判断を含む是正措置の報告を行わなければならない。

(免責の制限)

第8条 役員及び会員は、次に掲げることを理由に自らが行ったコンプライアンス違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと。
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと。
- (3) 他者の指示・教唆により行ったこと。
- (4) 団体の利益を図る目的で行ったこと。

(是正措置)

第9条 コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、調査委員会は、当事者への文書による注意を行うか、又は始末書の提出を求めることができる。

- 2 調査委員会は、必要に応じて理事会への勧告を行い、緊急停止・改善命令を発するよう促し、違反行為の重大性によっては、役員の解任、除名を含め、速やかに是正措置が講じられるよう然るべき対応を促すことができる。
- 3 役員の違反行為が問題とされた場合、理事会は、調査委員会からの勧告に基づき、出席者の過半数で解任、3分の2の賛成で除名できるものとする。この場合、当該役員は理事会出席者と見なされず、議決に加わることができない。
- 4 役員の活動状況が以下の事由に該当し、会長から注意・助言を行っても改善しない場合には、コンプライアンス違反行為とみなし、通報によることなく会長からの発議により、前項の規定を準用し、解任することができる。
 - (1) 団体の業務を執行するに当たり不正な行為をしたとき。
 - (2) 正当な理由がなく懈怠により役員としての任務を果たせないとき。
 - (3) その他役員として重要な義務を尽くせないとき。

(事前措置)

第10条 理事会は、必要かつ適切と認めるときは、除名処分等の対象とされた役員又は会員に対して、除名又は解任の決議の前であっても、RFJが主催・共催し、又は協賛する行事への参加を通知せず、又は参加を断ることができる。

- 2 必要があるときは、RFJと友好関係にある団体に対して、その主催又は協賛する行事への

参加案内の停止等を申し入れることができる。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

2 この規程の改廃は、理事会の承認を経たうえ、これを行う。

附 則

第 1 条 この規程は 2025 年（令和 7 年 9 月 5 日）から施行する。（2025（令和 7）年 9 月 5 日
理事会承認）